

西三河南部東医療圏地域災害医療計画(案)に係る意見と対応

資料 1

番号	委員名	該当頁	項目	意見及び修正内容	対応
1	河合 (岡崎市危機管理課) 片岡 (岡崎市保健所)	全体	計画について	計画(案)と現行の地域防災計画、医療救護体制、市の災害体制マニュアル等の内容とズレがあるが、整合性はどうか？	(西尾保健所) 市の防災計画等を優先して、整合性が図れるよう計画を策定する。
				一旦、計画が策定されてしまえば、今後、それに拘束されるのか？	(西尾保健所) ・計画は、総論的なものであり、詳細な取り決めについては、岡崎市や幸田町と相談して詰めていきたい。 ・今年度、一旦、計画を策定するが、必要があれば、次年度以降、適宜見直していきたい。
2	河合 (岡崎市防災危機管理課) 高橋 (葵セントラル病院) 高辻 (岡崎薬剤師会)	全体	災害時の交通規制及び緊急車両(規制除外車両)について	災害時の道路の車両通行規制はどうか？	<県警察本部交通部交通規制課より説明>
				車両通行規制があるとすれば、医師の自宅から病院への自家用車での移動、医薬品や患者の自動車での緊急搬送がスムーズにできるように、事前に通行許可証を交付してもらえるのか？ また、その手続はどうか？	<県警察本部交通部交通規制課より説明>
3	大澤 (幸田町健康福祉部)	全体	DMATの派遣について	岡崎市民病院がDMAT派遣の拠点となっているが、災害時には、何チーム位来てもらえるのか？	(県医務国保課) 被災状況によるため、事前に具体的な数を決めることはできない。

西三河南部東医療圏地域災害医療計画(案)に係る意見と対応

資料 1

番号	委員名	該当頁	項目	意見及び修正内容	対応
4	中野 (災害医療コーディネーター)	全体	災害時の西尾保健所の対応について	大規模災害時に岡崎市民病院に災害医療対策本部を立ち上げることとなるが、西尾保健所から速やかに駆けつけることができるのか？	(西尾保健所) ・平日、日中の発災の場合、西尾保健所の災害医療対策本部要員を速やかに岡崎市民病院へ派遣する。 ・夜間、祝休日の発災の場合は、岡崎市在住の西尾保健所職員を動員し、岡崎市、幸田町と協力して災害医療対策本部を立ち上げる。
5	中西 (岡崎市医師会)	全体	医療救護活動従事者への補償について	医療救護所等で救護活動に従事する診療所の看護師、ボランティア看護師、その他のスタッフ等の補償(医療事故含む)はできないか？	(県医務国保課) ・災害時等の非常事態の中での医療事故への補償について、考えが示されていない。 ・救護班(救護活動に従事する診療所医師、看護師、事その他の職員等)の怪我や事故等については、県と県医師会との派遣協定により補償されている。
				災害救助法に基づき、ボランティア看護師を徴用できるか？できた場合、賃金の支払いと災害に伴う補償はできないか？	(県医務国保課) ボランティアの看護師等については、補償協定の対象外となる。(医務国保課・県医師会 城理事に確認)
6	河合 (岡崎市危機管理課)	1～3	第3 大規模災害における対応 1 愛知県災害医療調整本部(愛知県)の役割 2 西三河南部東医療圏地域災害医療対策会議(西尾保健所)の役割	県災害医療対策本部の設置要件は震度6強、岡崎幸田地域災害医療対策会議が震度6弱と異なっているが、「本部」と「会議」の立ち上げのタイムラインはどうか？	(県医務国保課) 震度は、本部、会議の自動設置の基準であり、地域によって異なっているが、県が県災害医療調整本部を設置する場合は、震度6強に満たなくても、全県的な調整が必要であれば、調整本部を設置することとなる。
7	河合 (岡崎市危機管理課)	3	第3 大規模災害における対応 2 西三河南部東医療圏地域災害医療対策会議(西尾保健所)の役割	県災害医療対策本部と岡崎幸田地域災害医療対策会議の廃止要件はどうなっているのか？	(県医務国保課) 廃止の場合、県災害医療調整本部と地域災害医療対策会議は連携して調整に当たるので、会議の廃止は議長の判断であるが、廃止に当たっては事前に県災害医療調整本部から調整があると思われる。

西三河南部東医療圏地域災害医療計画(案)に係る意見と対応

資料 1

番号	委員名	該当頁	項目	意見及び修正内容	対応
8	河合 (岡崎市危機管理課)	3	第3 大規模災害における対応 2 西三河南部東医療圏地域災害医療 対策会議(西尾保健所)の役割	地域災害医療対策会議の議長は明記されているが、それ以外の構成員は明記されていない。本年2月23日開催の平成26年度第2回協議会で示された「初動体制(たたき台)」によるものと解してよいか？	(西尾保健所) 構成員については、以前検討した「初動体制(たたき台)」を基に検討していく。
9	河合 (岡崎市危機管理課)	3	第3 大規模災害における対応 2 西三河南部東医療圏地域災害医療 対策会議(西尾保健所)の役割	正式名称は「西三河南部東医療圏地域災害医療対策会議」であるが、「岡崎幸田災害医療対策本部」の呼称を全面に出した方がなじみ易いのではないか。	(西尾保健所) 災害医療対策は、県下全域で対応する関係上、対外的には、医療圏の名称を使用することをご理解されたい。 対内的には、「岡崎幸田災害医療対策本部」の名称を使用することは差し支えない。
10	河合 (岡崎市危機管理課)	4	第3 大規模災害における対応 3 西三河南部東医療圏地域災害医療 コーディネーターの役割について	地域災害医療対策会議における災害医療コーディネーターの役割がよく解らない。	(西尾保健所) 地域災害医療対策会議の設置当初より、災害医療コーディネーターに加わってもらい、状況把握、分析の上、助言、調整を行ってもらう。
11	河合 (岡崎市危機管理課)	4~6	第3 大規模災害における対応 4 市町の役割 ~ 7 地区薬剤師会	計画案の「4 市町の役割 ~ 7 地区薬剤師会」について、地域災害医療対策会議に特化した記載が見受けられない。	(西尾保健所) 地域災害医療対策会議との関係を中心に、それぞれ役割を見直し、修正した。 基本方針として、圏域内の事は、できる限り圏域内で対応し、対応できない場合に初めて、県災害医療調整本部へ支援を要請するという考えで記載内容を整理した。

西三河南部東医療圏地域災害医療計画(案)に係る意見と対応

資料 1

番号	委員名	該当頁	項目	意見及び修正内容	対応
12	河合 (岡崎市危機管理課)	4	第3 大規模災害における対応 4 市町の役割	「東海地震に関連する警戒宣言等が発令された場合、市災害対策本部及び医療救護所を設置する」とあるが、市防災計画では直ちに災害対策本部を設置するものではないので、不整合がみられるが、市の関連計画や医師会の活動計画の修正は必要か？	(西尾保健所) 計画内の東海地震に関連する警戒宣言等に該当する部分の記載を削除する。 従って、市や医師会等の関連計画を修正する必要はない。
13	河合 (岡崎市危機管理課)	3	第3 大規模災害における対応 4 市町の役割	計画案中「(なお市町内で医療に関する調整が可能な場合は、・・・各市町で災害に対応する。)」とカッコ書きとする理由はあるのか？	(西尾保健所) 計画(修正案)において、修正済み。
14	高橋 (葵セントラル病院)	9	第4 医療機関の役割 3 その他の病院 (1)専門医療を担う病院(原則)	透析医療機関として、「中部岡崎病院」と記載されているが、名称が変わったので修正されたい。	(西尾保健所) 計画(案)について、新名称「岡崎メイツ腎・睡眠クリニック」に修正した。
15	中西 (岡崎市医師会)	10	第4 医療機関の役割 4 診療所等 (2)上記以外の診療所(原則)	発災後、「診療所内の状況把握(トリアージを含む)を行った後、地区医師会の指示のもとに医療救護活動に従事する」ことになっている。 一方、医師会のマニュアルでは、「直ちに診療所を閉め、医療救護所に向かう」ことになっている。 どのように対応すればいいか？	(西尾保健所) 医師会マニュアルに即して、計画(修正案)を修正した。

西三河南部東医療圏地域災害医療計画(案)に係る意見と対応

資料 1

番号	委員名	該当頁	項目	意見及び修正内容	対応
16	片岡 (岡崎市保健所)	11～13 30 32	第5 情報収集と伝達体制 1 情報収集提供体制	<p>・計画(案)では、県の災害医療対策本部の連絡先が調整中となっているが、速やかに決定されたい。</p> <p>・計画(案)の中の「西三河南部東医療圏地域災害医療対策会議」の連絡手段について、「衛星電話」と「衛星携帯電話」しか記載していない。会議には、岡崎市や幸田町の職員も加わるのだから、持って行く通信機材は全て記載すべきではないか。</p>	<p>(西尾保健所)</p> <p>・計画(修正案)に記載</p> <p>・使用する通信機材は、漏れなく計画(修正案)に記載した。また、P30に通信体制図を作成した。</p>
17	河合 (岡崎市危機管理課)	13～16	第5 情報収集と伝達体制 3 情報の管理	<p>72時間以降の医療救護体制については、医師会、歯科医師会、薬剤師会及び市町との間で協議すべきものとする。</p>	<p>(西尾保健所)</p> <p>72時間以降の(中長期的な)医療救護活動についての詳細は、今後、岡崎市、幸田町及び関係団体と協議していきたい。</p>
18	高辻 (岡崎薬剤師会)	18	第6 受入れ医療救護チーム 5 支援薬剤師の活動	<p>「支援医薬品等集積所」について、具体的にどこの場所か？</p>	<p>(岡崎市保健所・幸田町)</p> <p>・市町の医薬品集積場所については、市町の防災計画で定めている。</p> <p>(県医務国保課)</p> <p>・県が確保する医薬品の備蓄拠点については、被災状況によるので、特定は困難である。</p>
19	片岡 (岡崎市保健所)	19	第7 医薬品等の確保体制 1 医薬品の確保 3 医薬品等及び輸血用血液の輸送	<p>県に医薬品等の支援要請をした場合、誰が、何処から、どうやって、目的地に持ってくるのか？</p>	<p>(県医務国保課)</p> <p>県へ要請のあった医薬品等については、薬剤卸売業者もしくは県が緊急車両(トラック等)を手配し、市町が指定する集積場所(通常、災害拠点病院)へ搬送する。</p>

西三河南部東医療圏地域災害医療計画(案)に係る意見と対応

資料 1

番号	委員名	該当頁	項目	意見及び修正内容	対応
20	河合 (岡崎市危機管理課)	19～21	第7 医薬品の確保体制 1 医薬品の確保 2 輸血用血液の確保	<p>・医療救護所への医薬品供給について、岡崎薬剤師会と協定を結び20薬局とのランニング備蓄方式で対処しているが、輸液や注射剤等の外科用医薬品については、販売業者と協議を行ったが目処が立っていない。</p> <p>緊急時に対応が可能な県が協定を締結する医薬品販売業者があれば、事前に連絡手段等をご教示いただきたい。</p> <p>・輸送用の緊急車両は「本部」において調達いただけるものと解してよいか？</p>	<p>(県医務国保課)</p> <p>・県全体での医薬品の確保の関係上、個別対応は困難である。</p> <p>・輸送用の緊急車両については、県薬剤師会又は運送業者の協力を求める等して、車両を確保する。</p>
21	河合 (岡崎市危機管理課)	21	第8 傷病者等の搬送体制 1 搬送区分及び主な搬送方法	<p>医療救護所からの傷病者搬送車両に「公用車」と記載されているが、どのような車両を想定しているか？</p>	<p>(西尾保健所・岡崎市保健所・幸田町)</p> <p>西尾保健所、岡崎市保健所、幸田町保健センター等の保有する車両が該当すると考えられる。</p>
22	小林 (岡崎市中消防署長)	21～22	第8 傷病者等の搬送体制	<p>・災害時の医療機関への搬送は、どこへ、どの程度の患者を搬送するかとうことが重要となるので、災害(医療)対策本部及び病院側と情報共有し、速やかな搬送体制の構築が必要である。</p> <p>・消防本部でも情報が迅速に収集できるよう、積極的に情報を得ることが必要と思うので、集団災害訓練の際に、災害対策本部に消防署員の配置を考えている。</p>	<p>(岡崎市保健所・幸田町)</p> <p>今後の訓練の中で、対応していきたい。</p>
23	片岡 (岡崎市保健所)	21	第8 傷病者等の搬送体制	<p>災害時を想定して、病院の空き情報等について災害(医療)対策本部と消防本部と連携できるよう、伝達訓練が必要と考える。</p>	<p>(岡崎市保健所・幸田町)</p> <p>今後の訓練の中で、対応していきたい。</p>

西三河南部東医療圏地域災害医療計画(案)に係る意見と対応

資料 1

番号	委員名	該当頁	項目	意見及び修正内容	対応
24	高橋 (葵セントラル病院)	27~28	第10 災害要援護者対策 1 医療救護体制	透析医療は特殊であり、県の透析委員会等で災害対策の試みが構築されているので、ご理解いただきたい。	(西尾保健所) 透析医療の特殊性を考え、「3 難病患者対策 (1) 人工透析患者」及び「(2) 在宅人工呼吸器使用者」の記載を加えた。
25	岩瀬 (幸田町防災安全課)	28	第11 検視検案体制	計画(案)では、遺体の仮安置は市町が行うこととなっているが、幸田町の地域防災計画上、遺体の仮安置の規定はない。 また、検視は警察、検案は医療救護班が行うこととなっている。	(西尾保健所) 遺体の安置、搬送は医療救護計画の枠外となるので、記載を削除した。 医療救護計画上、警察からの要請で医療救護班の医師、歯科医師が対応することとなる検案、身元確認のみ記載するよう修正した。